



義歯患者の咀嚼機能を数値化



有床義歯咀嚼機能検査の目的

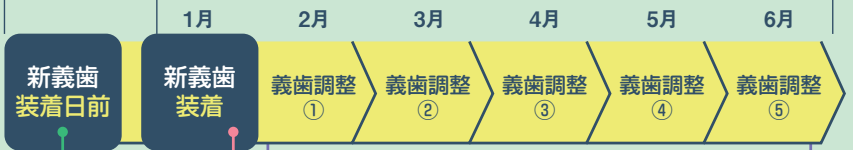
- ✓ 咀嚼機能の回復度を客観的に評価する
- ✓ 検査結果をもとに、義歯の調整や機能回復の取り組みに活かす
- ✓ 患者さんの「噛む機能」を数値化し、治療の効果を見える化する
- ✓ 咬合力や咀嚼能力の改善を確認し、食事指導や口腔機能管理につなげる



保険の算定は
1-0・2-0
どちらか一方!

新製有床義歯等の
装着日より前に
1回

新製有床義歯等の装着日の属する月から起算して
6か月以内1回に限り算定可



装着前の検査

装着後の検査

調整時の検査(0~5回)

1-0

咀嚼能力測定のみ実施

保険点数: **140点**



関連製品

咀嚼能力検査装置

グルコセンサーGS-IIN

グルコース分析装置 ジーシー グルコセンサー GS-IIN
一般医療機器 特定保守管理医療機器 13B1X00155000311
製造販売元 株式会社ジーシー 東京都板橋区蓮沼町76番1号



140点



140点



140点

最大 7回 980点

2-0

咬合圧測定のみ実施

保険点数: **130点**



※咬合圧測定とは、歯科用咬合力計を用いて、咬合力及び咬合圧分布等を測定する検査をいう。

関連製品

咬合力測定システム用フィルム

デンタルプレスケールII
(バイトフォース アナライザ)

歯科用咬合力計 デンタルプレスケールII
一般医療機器 特定保守管理医療機器 13B1X00155000295
製造販売元 株式会社ジーシー 東京都板橋区蓮沼町76番1号



130点



130点



130点

最大 7回 910点

装着前に実施した検査を装着後も行う

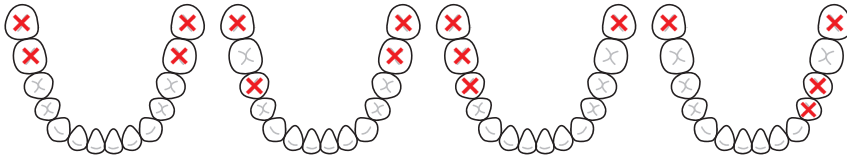
有床義歯咀嚼機能検査

【算定要件】

有床義歯咀嚼機能検査は、当該患者が次のいずれかに該当する場合に限り算定する。

- イ 総義歯又は9歯以上の局部義歯を装着する場合
- ロ 【舌接触補助床】を装着する場合
- ハ 【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】の(5)に準ずる場合
- ニ 【有床義歯】、【3次元プリント有床義歯】又は【熱可塑性樹脂有床義歯】を装着する患者であって、左右第二大臼歯を含む臼歯が4歯以上欠損している場合(第三大臼歯は歯数に含めない。)
- ホ 【口蓋補綴、顎補綴】を装着する場合

左右第二大臼歯を含む臼歯が4歯以上欠損している例



左右第二大臼歯
両側欠損

&

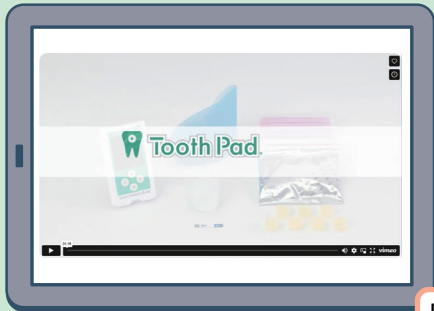
他臼歯 2歯以上欠損
(第三大臼歯は含めない)



- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、咀嚼機能検査を行った場合に算定する。
- 2 有床義歯等を新製する場合において、新製有床義歯等の装着日前及び当該装着日以後のそれぞれについて、当該検査を実施した場合に算定する。
 - 3 新製有床義歯等の装着日前に2回以上行った場合は、第1回目の検査を行ったときに限り算定する。
 - 4 新製有床義歯等の装着日以後に行った場合は、新製有床義歯等の装着日の属する月から起算して6月以内を限度として、月1回に限り算定する。
 - 5 検査2については、検査1を算定した月は算定できない。

※厚生労働省HP「令和8年度診療報酬改定について」を参照
※下顎運動測定と併せて行う場合は施設基準の届出が必要

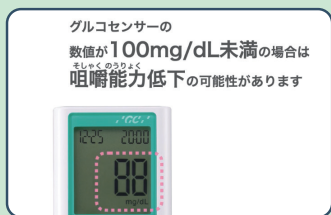
口腔機能低下症の検査にも！ 特長を動画で簡単チェック！



1分でわかる
グルコセンサー GS-IIIN



グルコラムとグルコセンサーで
もしやのうりよく
咀嚼能力が測れます



グルコセンサーの
数値が100mg/dL未満の場合は
もしやのうりよく
咀嚼能力低下の可能性が
あります

咀嚼能力検査1

3月に1回に限り算定可

保険点数：140点



1分でわかる
バイトフォース/プレスケールII



厚さ1mm以下のプレスケールを
3秒 噛んで計測します



数値と図で測定結果が表示されます

咬合圧検査1

3月に1回に限り算定可

保険点数：130点

リニューアル
RENEWAL
口腔機能情報サイト



口腔機能情報サイト

アクセスはこちら

